

| 案 | 現行 | 現行 |
|---|--|--|
| <p>特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 職員給与規程（案）</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (適用範囲) この規程は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク指導員就業規則（正規指導員）（以下「指導員就業規則」という。）第 5 3 条及び特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク事務局員就業規則第 4 9 条（以下「事務局員就業規則」という。）の規定に基づき、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という。）に雇用される正規指導員及び事務局員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものである。</p> <p>第 2 条（給与の種類） 職員の給与の種類は、次のとおりとする。 （1） 基本給 （2） 主任者手当 （3） 通勤手当 （4） 時間外勤務手当 （5） 休日勤務手当 （6） 深夜勤務手当</p> <p>第 3 条（給与の計算期間及び支払日） 給与の計算期間は、月の 1 日から末日までとする。 2 給与の支払日は、翌月 1 5 日（支払日が休日の場合はその前日）とする。 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、職員（第 1 号については、その遺族）の請求により、支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。 （1） 職員が死亡したとき （2） 職員が退職し、または解雇されたとき （3） 前各号のほか、理事長がやむを得ない事情があると認めたとき</p> <p>第 4 条（給与の計算方法） 遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、その時間に対する給与は支給しない。ただし、この規定または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。 2 月の中で採用または退職した指導員の給与は、日割り計算により支払う。 3 前 2 項による日割りまたは時間割計算額の算出は、次のとおりとする。なお、年間所定勤務日数および時間数は年度当初に定めるものとする。 （1） 日 割 り 計 算 額 = 月 額（基本給 + 主任者手当） × 1 2 ÷ 年間所定勤務日数 （2） 時 間 割 計 算 額 = 月 額（基本給 + 主任者手当） × 1 2 ÷ 年間所定勤務時間数</p> | <p>特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 正規指導員給与規定</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (目的) この規定は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という。）に雇用される正規指導員の給与に関する事項を定めるものである。</p> <p>第 2 条 (適用の範囲) この規定はすべての正規指導員に適用する。</p> <p>第 3 条 (給与の区分) 正規指導員の給与は、基本給、手当および割増給与によって構成する。 2 手当の内容は、次のとおりとする。 （1） 職務に関する手当・・・・・・・・主任者手当 （2） 生活補助に関する手当・・・・・・通勤手当 （3） その他・・・・・・・・・・会議手当 3 割増給与の内容は、次のとおりである。 （1） 時間外勤務手当 （2） 休日勤務手当</p> <p>第 4 条（給与の支払い方法） 給与は、毎月 1 日から起算し、当月末日をもって締め切る。支払日は翌月 15 日（支払日が休日の場合はその前日）に銀行その他の金融機関の本人名義の口座に振り込みとする。</p> <p>第 6 条（給与計算の方法） 欠勤、遅刻、早退などにより所定勤務時間の全部または一部を勤務しなかった場合は、その時間に対する給与の支給はしない。 2 就業規則に定める年次有給休暇および特別休暇以外の休暇取得または休職した場合は、給与の支給はしない。ただし、特別休暇は、1 回につき 3 日を超える休暇取得については、給与の支給はしない。 3 月の中で採用または退職した指導員の給与は、日割り計算により支払う。 4 第 1 項、第 2 項の日割りまたは時間割計算額の算出は、次のとおりとする。 日 割 り 計 算 額 = 月 額（基本給 + 主任者手当） × 1 2 ÷ 年間所定勤務日数 時 間 割 計 算 額 = 月 額（基本給 + 主任者手当） × 1 2 ÷ 年間所定勤務時間数 なお、年間所定勤務日数および時間数は年度当初に定めるものとする。 5 有給休暇および特別休暇を取得した場合は、その期間の所定勤務時間に相当する給与を支払う。ただし、有給とする特別休暇は 1 回につき 3 日を限度とする。</p> | <p>特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 事務局員就業規則</p> <p style="text-align: center;">第 九 章 賃 金</p> <p>第 49 条 (給与) 基本給は時間給とし、業務内容、本人の能力及び経験等を勘案し各人ごとに決定し、その内容は個別契約によるものとする。賃金の構成は次のとおりとする。 （1） 基本時給 （2） 手当（会議手当、時間外勤務手当、休日勤務手当）</p> <p>第 50 条 (会議手当) 第 49 条に定める会議とは、法人における理事会、本部役員会等であり、事務局員がこれに出席する場合、会議手当を支給する。 2 会議手当は別途定める。</p> <p>第 55 条 (賞与) 賞与は支給しない。</p> <p>第 52 条 (賃金の締切・支払い) 賃金は、毎月 1 日から起算し、当月末日をもって締め切る。支払日は翌月 15 日（支払日が休日の場合はその前日）に銀行その他の金融機関の本人名義の口座に振り込みとする。</p> <p>第 53 条 (給与計算の方法) 欠勤、遅刻、早退などにより所定勤務時間の全部または一部を勤務しなかった場合は、その時間に対する給与の支給はしない。 2 就業規則に定める有給休暇以外の休暇を取得した場合は、その日の給与の支給はしない。 3 第 1 項、第 2 項の日割りまたは時間割計算額の算出は、基本時給を基礎とする。 4 有給休暇を取得した場合は、その期間の所定勤務時間に相当する給与を支払う。</p> |

第5条（給与の支払い方法）

- 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合は、当該職員が指定する金融機関の口座への振り込みにより給与を支給する。
- 3 以下の各号に掲げるものについては給与を支払うときに控除する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税（市町村民税および都道府県民税）
 - (3) 雇用保険料
 - (4) 健康保険料（介護保険料を含む）
 - (5) 厚生年金保険料
 - (6) その他労使協定で定めるもの

第2章 基本給

第6条（基本給）

職員に対して、月額給料として別表1の給料を支給する。ただし、勤務年数が1年未満のものは、時間給を基礎として給与を支払う。

第3章 初任給等

第7条（号給の規定）

新たに職員となった者の給料は、2号給とする。

第8条（経験年数を有する者の調整）

- 前条の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、経験年数を有する者については、前条の定める号給の号数に当該経験年数の月数を12で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た号数の号給とする。
- 2 前項の経験年数の算定に当たっては、別表2の経験年数換算表によって換算した年数とするが、6年を超えるものは換算しない。

第4章 手当

第9条（主任者手当）

- 正規指導員のうち、主任指導員となるものは、主任者手当を支給する。
- 2 主任者手当は、月額3,000円とする。

第10条（通勤手当）

- 通勤手当は、自宅から勤務地までの距離（合理的な経路による最短距離とする）に応じて、次のとおり支給する。なお、1ヶ月の所定労働日数のうち勤務に欠ける日（有給休暇、欠勤等）が3日以上ある場合は、日割り計算により支給するものとする。

| | |
|---|----------|
| (1) 通勤距離2 ^{キロメートル} 未満 | 支給しない |
| (2) 2 ^{キロメートル} 以上5 ^{キロメートル} 未満 | 月額3,000円 |
| (3) 5 ^{キロメートル} 以上7 ^{キロメートル} 未満 | 月額4,000円 |
| (4) 7 ^{キロメートル} 以上10 ^{キロメートル} 未満 | 月額5,000円 |
| (5) 10 ^{キロメートル} 以上 | 月額7,000円 |

第5条（給与の控除）

- 次にあげるものは、給与支払いの際、控除する。
 - (1) 源泉所得税および住民税
 - (2) 健康保険料、厚生年金保険料および介護保険料
 - (3) 雇用保険料
 - (4) その他労使協定で定めるもの

第2章 基本給

第7条（基本給）

指導員に対して、月額給料として別表1の給料を支給する。ただし、勤務年数が1年未満のものは、時間給を基礎として給与を支払う。

第3章 初任給等

第8条（号給の規定）

新たに正規指導員となった者の給料は、2号給とする。

第9条（経験年数を有する者の調整）

- 前条の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、経験年数を有する者については、前条の定める号給の号数に当該経験年数の月数を12で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た号数の号給とする。
- 2 前項の経験年数の算定に当たっては、別表2-1の経験年数換算表によって換算した年数とするが、6年を超えるものは換算しない。

第4章 手当

第10条（主任者手当）

- 正規指導員のうち、主任指導員となるものは、主任者手当を支給する。
- 2 主任者手当は、月額3,000円とする。

第11条（通勤手当）

- 通勤手当は、自宅から勤務する児童クラブまでの距離（合理的な経路による最短距離とする）に応じて、次のとおり支給する。なお、1ヶ月の所定労働日数のうち勤務に欠ける日（有給休暇、欠勤等）が3日以上ある場合は、日割り計算により支給するものとする。

| | |
|---|----------|
| (1) 通勤距離2 ^{キロメートル} 未満 | 支給しない |
| (2) 2 ^{キロメートル} 以上5 ^{キロメートル} 未満 | 月額3,000円 |
| (3) 5 ^{キロメートル} 以上7 ^{キロメートル} 未満 | 月額4,000円 |
| (4) 7 ^{キロメートル} 以上10 ^{キロメートル} 未満 | 月額5,000円 |
| (5) 10 ^{キロメートル} 以上 | 月額7,000円 |

第12条（会議手当）

- 就業規則第22条第3項に定める会議とは、各児童クラブにおける保護者会、役員会または法人における理事会等であり、これに出席する場合、2時間以内を勤務とみなし会議手当を支給する。
- 2 前項の場合、会議手当は1時間あたり800円とする。
- 3 第1項のほか、日曜日に福岡県学童保育連絡協議会の実行委員会や運営委員会などの会議に出席した場合は、会議手当を支給する。なお、勤務とみなす会議は事前に法人に届け出て承認を得たものとする。この場合、移動時間および休憩時間をのぞいた実質の会議時間について会議手当を支給する。
- 3 前項の場合、会議手当は1時間あたり1000円とするが、振替休日または

第52条(賃金の締切・支払い)

- 2 次にあげるものは、給与支払いの際、控除する。
 - (1) 源泉所得税および住民税
 - (2) 健康保険料、厚生年金保険料および介護保険料
 - (3) 雇用保険料

第11条（時間外勤務手当、休日勤務手当および深夜勤務手当）

指導員就業規則第27条第2項および事務局員就業規則第24条に定める時間外勤務手当、休日勤務手当は、次の計算により支給する。また、深夜（午後10時から午前5時までの間）に勤務した場合には、次の計算により深夜勤務手当を支給する。

(1) 正規指導員に係る時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当

| | |
|------------------|---|
| 時間外勤務手当 (法定内) | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.0 \times \text{時間外勤務時間}$ ※法令で定める1ヶ月の総枠時間を超えない範囲の時間外勤務 |
| 時間外勤務手当 (法定外) | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間}$ |
| 休日勤務手当 (法定内) | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.0 \times \text{休日勤務時間}$ ※法定休日以外の休日勤務 |
| 休日勤務手当 (法定外) | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間}$ |
| 深夜勤務手当 | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間}$ |

(2) 事務局員に係る時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当

| | |
|------------------|---|
| 時間外勤務手当 (法定内) | $\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.0 \times \text{時間外勤務時間}$ |
| 時間外勤務手当 (法定外) | $\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間}$ |
| 休日勤務手当 (法定内) | $\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.0 \times \text{休日勤務時間}$ |
| 休日勤務手当 (法定外) | $\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間}$ |
| 深夜勤務手当 | $\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間}$ |

第5章 昇給

第12条（昇給）

職員の昇給は原則年1回4月に4号給行うものとする。なお、法人が定める月額給料の額26号給に達している者の昇給はないものとする。また、法人の財政状況その他やむを得ない事由がある場合には昇給を行わないことがある。

2 昇給は指導員の勤務態度・勤怠状況を考慮して各人ごとに0から4号給の幅において人事管理委員会諮問のうえ決定するものとする。

3 前年度途中に採用された者または任用された者の昇給については、採用または任用された日以降の勤務月数を12で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数がある時は、これを切り捨てた数）とする。

4 育児休業または介護休業を取得した者または休職した者の昇給については、基準期間の勤務月数から休業（または休職）期間を差し引いた数を12で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数がある時は、これを切り捨てた数）とする。

代休を取得する場合は、会議手当の支給はしない。また、当該勤務日が法定休日となり振替休日または代休取得をしない場合は、次条に定める休日勤務手当の支給をもってこれにかえる。

第13条（時間外勤務手当）

就業規則第27条に定める時間外勤務、休日勤務が命じられた場合は、次の計算により時間外勤務手当を支給する。

| | |
|------------------|---|
| 時間外勤務手当 (法定内) | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.0 \times \text{時間外勤務時間}$ ※法令で定める1ヶ月の総枠時間を超えない範囲の時間外勤務 |
| 時間外勤務手当 (法定外) | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間}$ |
| 休日勤務手当 (法定内) | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.0 \times \text{休日勤務時間}$ ※法定休日以外の休日勤務 |
| 休日勤務手当 (法定外) | $\frac{(\text{基本給} + \text{主任者手当}) \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{年間の所定勤務時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間}$ |

第5章 昇給

第14条（昇給）

職員の昇給は原則年1回4月に4号給行うものとする。なお、法人が定める月額給料の額26号給に達している者の昇給はないものとする。また、法人の財政状況その他やむを得ない事由がある場合には昇給を行わないことがある。

2 昇給は指導員の勤務態度・勤怠状況を考慮して各人ごとに0から4号給の幅において人事管理委員会諮問のうえ決定するものとする。

3 前年度途中に採用された者または任用された者の昇給については、採用または任用された日以降の勤務月数を12で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数がある時は、これを切り捨てた数）とする。

4 育児休業または介護休業を取得した者または休職した者の昇給については、基準期間の勤務月数から休業（または休職）期間を差し引いた数を12で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数がある時は、これを切り捨てた数）とする。

第51条(時間外勤務手当・休日勤務手当)

所定勤務時間を超えて勤務した場合の時間外勤務手当は、次の方法により計算して支払う。

- (1) 法定内時間外勤務
時間あたり基本時給×当該超過勤務時間
- (2) 法定外時間外勤務
時間あたり基本時給×当該超過勤務時間×1.25
- (3) 法定内休日勤務
時間当たり基本時給×当日の勤務時間数
- (4) 法定外休日勤務
時間あたり基本時給×当日の勤務時間×1.35

第54条(昇給)

定期昇給は行わない。

第13条（特別昇給）

勤務に直接関連する資格を取得した者については、人事管理委員会の定めるところにより特別昇給させることができるものとする。昇給の時期は資格取得の翌年4月とする。また、26号給を上回っては支給しない。

別表1
俸給表

| 号給 | 俸給 |
|----|---------|
| 1 | 時給830 |
| 2 | 140,000 |
| 3 | 141,250 |
| 4 | 142,500 |
| 5 | 143,750 |
| 6 | 145,000 |
| 7 | 146,250 |
| 8 | 147,500 |
| 9 | 148,750 |
| 10 | 150,000 |
| 11 | 151,250 |
| 12 | 152,500 |
| 13 | 153,750 |
| 14 | 155,000 |
| 15 | 156,250 |
| 16 | 157,500 |
| 17 | 158,750 |
| 18 | 160,000 |
| 19 | 161,000 |
| 20 | 162,000 |
| 21 | 163,000 |
| 22 | 164,000 |
| 23 | 165,000 |
| 24 | 166,000 |
| 25 | 167,000 |
| 26 | 168,000 |

別表2

経験年数換算

| | 経歴 | 換算率 |
|-------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 当法人の職員としての在職期間 | 正職員として職務に従事した期間 | 100/100以下 |
| | 非正規職員 | 80/100以下(部内の職員との均衡を著しく失う場合は100/100以下) |
| 他法人等の職員としての在職期間 | 正職員として勤務に従事した期間 | 80/100以下 |
| | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 50/100以下 |
| 小学校又は小学校に準ずる教育機関職員としての在職期間(正規指導員のみ) | | 80/100以下 |

第15条（特別昇給）

勤務に直接関連する資格を取得した者については、人事管理委員会の定めるところにより特別昇給させることができるものとする。昇給の時期は資格取得の翌年4月とする。また、26号給を上回っては支給しない。

別表1
俸給表

| 号給 | 俸給 |
|----|---------|
| 1 | 時給830 |
| 2 | 140,000 |
| 3 | 141,250 |
| 4 | 142,500 |
| 5 | 143,750 |
| 6 | 145,000 |
| 7 | 146,250 |
| 8 | 147,500 |
| 9 | 148,750 |
| 10 | 150,000 |
| 11 | 151,250 |
| 12 | 152,500 |
| 13 | 153,750 |
| 14 | 155,000 |
| 15 | 156,250 |
| 16 | 157,500 |
| 17 | 158,750 |
| 18 | 160,000 |
| 19 | 161,000 |
| 20 | 162,000 |
| 21 | 163,000 |
| 22 | 164,000 |
| 23 | 165,000 |
| 24 | 166,000 |
| 25 | 167,000 |
| 26 | 168,000 |

別表2-1

経験年数換算

| | 経歴 | 換算率 |
|----------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 当法人の指導員としての在職期間 | 正規指導員として職務に従事した期間 | 100/100以下 |
| | 非正規職員 | 80/100以下(部内の職員との均衡を著しく失う場合は100/100以下) |
| 他学童・幼稚園・保育園職員としての在職期間 | 正職員として勤務に従事した期間 | 80/100以下 |
| | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 50/100以下 |
| 小学校又は小学校に準ずる教育機関職員としての在職期間 | | 80/100以下 |

附 則

- 1 この規程は、平成25年 月 日に施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。
- 2 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク正規指導員給与規定は、この規程の施行をもって廃止する。ただし、この規程の施行日以前に特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク正規指導員給与規定第12条に基づく会議手当の支給要件を具備する者に対しては、同規定に基づき支給する。

別表2-2

| 経験年数 換算年 | 初任給加算額 | 初任給・号給 |
|-------------|--------|---------------|
| 1年未満 | 0 | 140,000(2号給) |
| 1年 | 5,000 | 145,000(6号給) |
| 2年 | 10,000 | 150,000(10号給) |
| 3年 | 15,000 | 155,000(14号給) |
| 4年 | 20,000 | 160,000(18号給) |
| 5年 | 24,000 | 164,000(22号給) |
| 6年 | 28,000 | 168,000(26号給) |
| 7年以上 | 28,000 | 168,000(26号給) |

